

57 神川町

建設工事	調査・測量	設計・監理	土木構築	書類名	摘要
				1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	
				2 町税に滞納のない証明(写し可)	・神川町に事業所がある場合 ・神川町が申請日前3ヶ月以内に発行したもの
	-	-		3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
	-	-		4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
	-	-		5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。

【神川町提出書類】の問合せ先

神川町 総務課 庶務担当

TEL : 0495 - 77 - 2114

FAX : 0495 - 77 - 3915